



「角度調整金具用揺動アーム」事件  
(大阪地判平成24年5月24日 平成23年(ワ)第9476号<sup>1)</sup>)

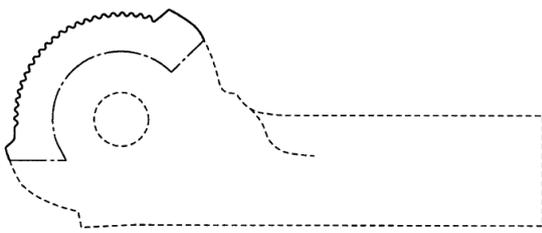
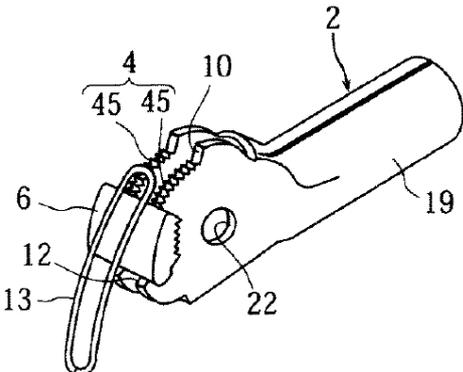
概要

- (1) 特許出願から意匠出願へ変更した後、意匠権侵害差止を請求した事例。
- (2) 特許出願から意匠出願への変更の適法性と、登録意匠と被告意匠との類否が争われた。

本件意匠 (意匠登録第1399739号<sup>2)</sup>)

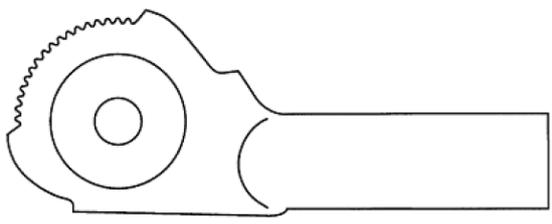
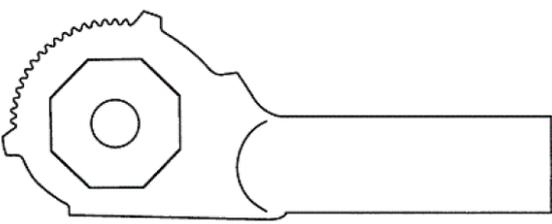
【意匠に係る物品】 角度調整金具用揺動アーム

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

意匠登録第1399739号	当初特許出願 (特願2005-50055号 <sup>3)</sup> )
	

被告製品

ロー1号意匠およびロー2号意匠の各々の物品は、角度調整金具用揺動アームである。

ロー1号意匠	ロー2号意匠
	

<sup>1</sup> [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=82280](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=82280)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2010-002751/13753D1434814FA7BA38E517ACB94632FEE15A5B6B1D4E460FEE41A497832431/30/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2005-050055/B3A0E58292F67AEA6C7A2C951C5172F80374BCC27AAFD3ACB0338D230F3AD873/10/ja>

## 本件意匠の出願経過

- ①原特許出願 特願2005-50055号(登録:特許4418382号)  
↓ 分割出願
- ②分割出願1 特願2009-182399号(登録:特許4551478号)  
↓ 分割出願
- ③分割出願2 特願2010-17810号(みなし取下げ)  
↓ 変更出願
- ④本件意匠 意願2010-2751号(登録:意匠登録1399739号)

## 被告の主張

### 1. 特許出願から意匠出願への変更の適法性

被告は、全体意匠から部分意匠を取り出すには、当該部分の重要性、意匠としてのまとまり等がなければならないが、特許出願に係る明細書及び図面では、本件意匠の部分につき、特定の機能や一定の重要性を有するとか、まとまりがある等の説明はないため、特許出願から部分意匠である本件意匠に係る意匠登録出願に変更する根拠はなく、特許出願から意匠登録出願への変更は不適法なものであると主張した。

### 2. 意匠の類否

被告は、ロー1号意匠の円状膨隆部は、公知意匠にみられない斬新な構成であり、本件意匠と明確に峻別することができるかと主張した。また被告は、ロー2号意匠の八角形状円状膨隆部と上下にある突隆部は、公知意匠にみられない斬新な構成であり、本件意匠と明確に峻別することができるかと主張した。

## 裁判所の判断

### 1. 特許出願から意匠出願への変更の適法性

裁判所は、本件意匠は、それ自体において美感を起こさせるに足りるものであり、本件意匠の意匠に係る物品について、他の意匠と対比する際に対比の対象となりうる部分として十分なものであると述べ、特許出願から意匠登録出願への変更は不適法なものであるとの被告の主張を退けた。

### 2. 意匠の類否

裁判所は、ロー1号意匠の円状膨隆部は、本件意匠の部分意匠として指定された範囲外の部分であるから、本件意匠との差異点とはなりえないと述べた。また裁判所は、ロー2号意匠の下突隆部の段差部分は、部分意匠とされた範囲外の部分であるから類否判断とは関係なく、また上隆起部の段差部分は、全体の美感を左右するものではないと述べた。裁判所は、ロー1号意匠およびロー2号意匠の各々と本件意匠は、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているから、類似するというべきであると判断した。

## まとめ

原告は、特許出願を部分意匠に変更し、意匠権侵害差止を請求した。原告は、被告製品の形態と共通する部分のみを実線とし、その他の部分については破線とする部分意匠とすることにより、ロー1号意匠およびロー2号意匠の双方について権利侵害が認められた。

キーワード 意匠、変更出願、部分意匠、変更の適法性、意匠の類否

[担当] 深見特許事務所 小田 晃寛

## [注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。